

台湾における大学の自治の近時の動向

——憲法裁判所二〇二二年第一一号判決を手掛かりとして——

李 仁 森

- I はじめに
- II 台湾における違憲審査制の概要と憲判一一号判決
- III 学問の自由と大学の自治
- IV 大学内部の自治組織
- V おわりに

I はじめに

本稿が検討・分析の対象とする主要内容は、台湾の憲法裁判所「憲法法庭」による二〇二二年憲判字第一一号判決⁽¹⁾（以下「憲判一一判決」という）に対する疑問点に端を発するものであり、大学の自治および大学教員の権利救済手続に与える影響について、大学の自治の観点から検討、分析を試みるものである。

まずは、台湾における違憲審査制の動向を概観したうえで、憲判一一判決の内容を整理し、本稿の検討・分析

する問題点を明らかにすることにする。次は、憲法が保障する学問の自由と大学の自治の意義、ならびに大学教員に対する保障の範囲と限界を検討する。とくに大学とその内部自治組織および運用の実態に関する日本と台湾の比較に焦点を当てることにする。

最後に、以上のような検討・分析したことをまとめて、私見を若干述べたうえ、本稿の終わりにすることにする。

Ⅱ 台湾における違憲審査制の概要と憲判一一判決

1 違憲審査制の概要

台湾現行の中華民国憲法増補条文五条によると、大法官に関する現行法は、次の通りである。①司法院に大法官一五人を置き、その中の一名を院長、一名を副院長とし、総統による指名と立法院の同意を経て任命される。

②司法院大法官の任期は八年とし再任できない。ただし、院長・副院長として任命された大法官は、任期の保障がない。③二〇〇三年に総統によって指名された大法官のうち、院長、副院長を含む八人の大法官の任期は四年とし、その他の大法官の任期は八年とする。また、これまで大法官の憲法解釈に関する手続法は、(i) 司法院大法官會議規則(一九四八年九月一六日公布)、(ii) 司法院大法官會議法(一九五八年七月二日公布)、(iii) 司法院大法官審理案件法(一九九三年二月三日公布、以下「案件法」という)、および現行の(iv) 憲法訴訟法(二〇一九年一月四日公布)の四つが適用されてきた。

大法官の職権について、憲法上、司法院は、国家の最高司法機関であり、民事・刑事・行政訴訟の裁判および公務員の懲戒を掌理する(七七条)。司法院は、憲法を解釈しかつ法律および命令の統一解釈をする権限を有す

る（七八条）と規定されているが、実際に司法院は裁判所の一般的民刑事・行政事件の裁判を取り扱わず、違憲審査および司法行政を主要な職務としている。また、二〇〇五年第七回の改憲後、大法官による総統・副総統の弾劾裁判制度が導入された（増補条文二条、五条）が、憲法裁判に関連する訴訟法は現行憲法訴訟法の成立するまで、整備されていなかった。⁽²⁾

2 憲法裁判所「憲法法庭」

台湾の憲法裁判所は、一九九二年の憲法改正により導入され、一九九三年に設けられたものである。その成立当初は、専ら違憲を理由とする政党解散事件の審理を目的として設置されたものであるが、憲法訴訟法の施行前に、憲法法庭の審理を経て下された憲法解釈は、実際に違憲を理由に政党解散が命じられた例はない。むしろ、大法官による憲法解釈案件を審理するための口頭弁論の場として利用されていた。

このような動向の中で、憲法訴訟法は二〇二二年一月四日に施行され、一五名の大法官によって構成される憲法裁判所が設置された。現在、憲法裁判所は、法規範に対する違憲審査および裁判に対する違憲審査事件、国家机关間の争訟事件、総統および副総統に対する弾劾事件、政党の違憲解散事件、地方自治の保障に関する事件、法律および命令の統一解釈事件などを審理する。

一方、二〇二四年一〇月三一日司法院大法官七名が任期満了に伴い、司法院大法官の総人数は、八名となっている。⁽³⁾その後、司法院大法官の任命手続が未だ開始されていない段階において、台湾の国会「立法院」は、二〇二五年一月二〇日、議員「立法委員」による法案の提出に基づき、憲法訴訟法（以下「憲訴法」という）の改正案を可決した。⁽⁴⁾当の法改正により、特段の規定が存しない限り、憲法裁判所が判決及び仮の救済をするための暫定の処分の決定を行う場合に、大法官一〇名以上による評議を要し、さらに違憲宣告するために同意する大法官の

数は九名を下回ってはならないとされた。このような状況の中で、今回の憲訴法の改正後、現在にいたるまで、憲法裁判所は事実上運用不能の状況に陥っている。これに対して、司法院は、今回の憲訴法の改正に関する司法院の声明「立法院修正通過憲法訴訟法之新聞稿」を公表し、当該法改正が憲政機関の円滑な機能遂行を妨げる可能性があることから、憲政秩序の持続的安定に対する重大な懸念を示している。⁽⁵⁾

つまり、司法院大法官は憲法上の権限を以て、憲法解釈及び法律・命令の統一解釈の権限を掌り、また憲法裁判所の機能は、国民の基本権の保障と憲政秩序の維持という二重の憲法的要請を担う点に存する。したがって、憲法裁判所が違憲審査権を行使し得ない場合、国民に付与された憲法訴訟権は実効性を失い、国家機関も憲政上の争訟を憲法訴訟を通じて解決しえず、結果として違憲審査制の根本的基盤を掘り崩すこととなる。

私見として、今回の改正は、評議に必要とされる大法官の数を「少なくとも一〇名」と引き上げるものであるが、大法官が欠員を生じ、速やかな任命が困難な場合、評議の成立自体が不可能となる危険性を内包する。それに加えて、違憲宣告に九名以上の同意を要するため、定員割れの状態においては、多数意見が制度設計上、十分に反映されない事態を招くこととなる。また、仮に定員が完全に補充されたとしても、かかる厳しい評議の要件は裁判の効率性を著しく阻害し、憲法が保障する基本的人権を損なうばかりか、国民の権利保護に対する国家の憲法的責務を否定する姿勢にほかならない。

3 憲判一一判決

(1) 事実

本件憲法解釈の申請者X大学は国立台湾大学である。同大学生物資源・農学部園芸・景觀学系に所属するL助理教授が、就任後の八年間昇進しなかったことを理由に、二〇一四学年度より再任されないこととなった。当該

再任不可処分について、台湾文部省「教育部」に属する中央教員不服審査請求委員会「中央教師申訴評議委員会」（以下「中教委」という）は審査請求に理由があると判断し、適法な処置を講ずべきとの決定を下した。その後、X大学の教員評議審査会「教員評審委員会」（以下、「教評委」という）（後述）により、X大学に対し、二〇一四学年度以降の再任を認めない旨の決議がなされた（以下「本件再任不可決議」という）がなされ、同年中にX大学よりLに通知された。LはX大学の教員申立評議委員会（教員申立委）に申立てを提出し、同委員会に申立てに理由があると認定し、本件再任不可決議を取り消し、X大学に対して適法な処置を講ずよう求めた。

X大学はこれに不服として中教委に審査請求をしたが、当の委員会は審査請求に理由なしとしてこれを棄却した（以下「本件審査請求裁決」という）。これを受けてX大学は台湾文部省を被告として台北高等行政裁判所「台北高等行政法院」（以下「北高行」という）に本件審査請求裁決に対する取消訴訟を提起したが、同裁判所は台湾文部省所管の中教委による本件審査請求裁決は、「一般の行政庁が上級庁から受ける審査請求裁決と異ならず、原告X大学は主管庁の監督に服すべきであり、審査請求裁決に対して行政訴訟を提起する余地はない」として、X大学の訴えを却下した。

これに対し、X大学は抗告を提起したが、最高行政裁判所「最高行政法院」（以下「最高行」という）は、同裁判所の二〇一七年六月第二回部長「庭長」・裁判官「法官」合同会議決議（以下「二〇一七・六合同決議」という）を引用し、抗告に理由なしとの決定を下してこれを棄却した（以下「本件決定」という）。

X大学はこの終局裁判の決定におもも不服として、本件決定は、大学の自治に不利な審査請求裁決に対して行政訴訟による救済を一律に排除するものであり、憲法一一条が保障する大学の自治および一六条が保障する公正な裁判を受ける権利の趣旨に照らして、著しく逸脱するものと主張して、司法院大法官に対し憲法解釈の申請がなされた。

(2) 憲法裁判所による判決の内容

(一) 主文

最高行が二〇一七年六月に開催した「二〇一七・六合同決議」において、国公立大学が教員の再任不可に関する審査請求裁決について、行政訴訟を提起することができないとした部分は、憲法一条が保障する学問の自由「講学の自由」および第一六条が保障する公正な裁判を受ける権利「訴訟権」の趣旨にそぐわないものであり、本判決の言い渡された日より、これを援用してはならない。⁽⁸⁾

(二) 判旨

1 憲法解釈申請の根拠としての公正な裁判を受ける権利と学問の自由

憲法一六条が保障する公正な裁判を受ける権利とは、人民が自己の権利または法律上の利益が侵害された場合に、裁判所に救済を求める権利を指す。憲法一条に定める「講学の自由」は、学問の自由に対する制度的保障であり、大学の自治もその保障範囲に含まれる。大学は研究・教育・学習に関する事項、すなわち大学の内部組織、教員の採用および資格の評価に関して自治権を有する。また、憲法一六二条の規定により⁽⁹⁾、大学は法律に基づき国家から監督を受けるが、教育の主管庁が行政監督権を行使する際に大学の自治権を侵害した場合、大学は憲法により保障された自治権の主体として、「権利ある処に救済あり」との旨を基に、訴訟を提起して司法的救済を求めることが許されるものである。⁽¹⁰⁾

2 大学による教員再任不可の法的効力は任用契約上の意思表示にすぎない

教員採用に関する大学の自主権は、大学の自治の一環として憲法上保障されているため、各大学は採用資格を有する教員との間で任用契約を締結し、法的拘束力を有する権利義務関係を形成し得る。そのうえ、契約期間の満了時には、再任の可否を判断することが可能である。国家は、大学教員の職業上の権益および生活の保障、な

らびに教員の専門的地位の向上を図るため、大学と教員との間の権利義務、ならびに教員の解任・再任不可・任用停止等に関する要件および手続について、《教員採用法》「教育人員任用例」および《教員法》「教師法」において明文で規定している。そのため、これらの措置には主管庁の許可を要するとされている。

さらに、大学教員の再任不可に関する制度的根拠は、二〇一四年施行の《教員法》一四一条一項第一四号および第二項（現行法一六条）に求められる。大学は、教評委による審議を経て、当該教員に再任不可事由が認められる場合に限り、主管庁の許可を得て再任不可の措置を適法に実施することができる。これらの規定は、契約期間満了時に新たな任用契約関係を成立させるか否かに関わるものであり、大学と教員との契約内容に属する。したがって、大学がこれらの規定に基づく契約により教員を再任不可とする場合、その法的効力は教員が元の大学から再任されないことにとどまり、その法的性質は単に任用契約に基づく意思表示のみである。これは教員の労働権に重大な影響を与えるものであるが、大学が教員の資格を審査する際に委託された公権力の行使として行政処分⁽¹⁾に該当する場合（司法院憲法解釈四六二号参照）とは異なる。

3 大学による教員措置と行政訴訟の関係

国公立大学が中央主管庁が下した審査請求の裁決に対し行政訴訟を起こせるかについて、なお大学が教員に対して行った措置が、単なる契約当事者としての立場に基づくものであり、公権力の委託を基に行使されるものか否かについて、また教員法に定める申立て・審査請求の性質を検討したうえで、関連規定の解釈を行う必要がある⁽¹²⁾。国公立大学が公権力の委託に基づくか、あるいは任用契約に基づくかにかかわらず、教員に対して行った措置が行政処分であるか否かにかかわらず、教員は学内の教員申立委に不服申立てを行うことが可能である。したがって、争議はまず学内手続によって処理される制度構造となっている。

これは大学教員の学間の自律性を維持するものだけでなく、大学に採用されたとはいえ、教員は大学の自治の

客体にはならないという趣旨に立っている。もし教員と国公立大学との間で学校の措置に関する争議が学内の仕組みによって解決できない場合、教員法に定められた審査請求制度により、争議のある双方（すなわち教員と国公立大学の双方）は審査請求を提起することができ、中央主管庁に設置され審査請求委が、大学法および教員法に基づく監督の権限により、行政処分としての性質を有する審査請求の裁決を行うことになる。

なかならず、国公立大学が所属教員に対して、公権力の委託に基づかず、任用契約上の立場から措置を講じた結果、契約上の争議が生じた場合、教員は所属大学に対して不服申立てを行うことができる。そして、大学がその申立てを受けて当該措置を維持しない判断をした場合、大学自身が主管庁に対して審査請求を行うことが認められている。さらに、その審査請求に対する裁決に大学側が不服した場合、大学は教員と同様に、学問の自由の権利主体としての地位に基づき、大学の自治権を有する者として、当該裁決に対して行政訴訟を提起することができる。したがって、中央主管庁の名義による審査請求裁決が大学の自治権を侵害する場合には、大学による行政訴訟の提起は法的に認められるべきである。¹³⁾

4 二〇一七・六合同決議は学問の自由と公正な裁判を受ける権利に抵触

最高行による上記合同決議は次のように述べている。

大学側は、所属する教員に再任不可の措置を行った主体である以上、法律に特別の定めがない限り、審査請求の結果に対してさらに行政訴訟を提起することは許されない。これは、行政救済制度において、大学が自ら行った措置に関する争議を、制度内で完結させるという趣旨に沿うものである。しかしながら、前述の通り国公立大学による教員への再任不可措置は、性質上単に契約当事者としての立場を基になされた意思表示であり、大学が教員に対して行った再任不可措置が「学内の」申立ての結果に維持されなかった場合、大学は「主管庁に」審査請求を求めることができることとなる。これは、審査請求が大学内部の自治仕組みによって争議の解決を果たせ

ない際に、はじめて主管庁により双方の紛争を裁決する特別な紛争解決制度である。したがって、再任不可措置を解決するための審査請求の裁決は、大学の教員任用に関する自治権を侵害すると大学側が認識する際に、主管庁によりなされた審査請求の裁決に対して、当然ながら行政訴訟を提起することができる⁽¹⁴⁾。

以上のように、二〇一七・六合同決議において、国公立大学が教員の再任不可措置にかかわる審査請求の裁決に対し行政訴訟を起こしてはならないとした点は、憲法一条が保障する学問の自由および一六条が保障する公正な裁判を受ける権利の趣旨にそぐわないものであり、本判決の言渡し後は、当該合同決議を援用することは法的根拠としての有効性を失っていると解される⁽¹⁵⁾。さらに、憲法裁判所が本判決において示したとおり、「大学が

……教員の再任不可をした場合、その法的効力は、当該教員の元の任用先の大学から任用不可とされることにとどまり、性質上は単に任用契約に基づく意思表示にすぎない」とし、二〇一七・六合同決議を違憲と宣告した。

本違憲宣告は、最高行政法院が二〇〇九年七月に開催した第一回合同会議における決議（以下「二〇〇九・七合同決議」）の内容を、間接的に変更する効果を有する。「二〇〇九・七合同決議」では、国公立学校と教員との法的関係は行政契約に基づく任用関係であり、国公立学校が所属教員に対して行う解任や任用不可の決定は、行政処分に該当するとされていた。しかしながら、後に二〇一七・六合同決議が違憲と宣告されたことにより、当該合同会議の判断は結果的に修正されることとなった。

Ⅲ 学問の自由と大学の自治

1 歴史的沿革

イギリス、アメリカ、フランスなどの諸国と比較して、最も早く学問の自由 (Akademische Freiheit) の概念を發展させた国はドイツである。市民革命が未完成であり、市民の自由が十分に保障されていなかった当時のドイツにおいては、学問研究の自由を保障するためには、大学教授に一定の特権を付与する必要があると考えられていた。しかしながら、大学教授は政治との関係を排除しなければならず、大学外の活動においては一般市民と同様に政治的な不自由を甘受することが求められていた。⁽¹⁶⁾

一八一〇年、ドイツの教育学者ヴィルヘルム・フォン・フンボルト (Wilhelm von Humboldt, 1767-1835) を中心とする一部の学者によってベルリン大学が創設され、ドイツ近代大学の創立とともに、学問の自由は極めて高い尊重と保障を受けるようになった。⁽¹⁷⁾ ドイツにおける憲法上の学問の自由の保障は、最初に一八四九年のフランクフルト憲法一五二条において「学問および講学は自由である」と規定された。その後、一九二〇年のプロイセン憲法第二〇条にも同様の規定が設けられた。二〇世紀に入り、一九一九年のワイマール憲法一四二条では「芸術、学術および講学は自由である。国家はこれを保護し、その育成に参与しなければならない」と明記され、国家が学術の自由を積極的に保障する義務を負うことが示された。

第二次大戦後、ドイツ基本法五条三項においてもワイマール憲法の規定が踏襲され、「芸術、学術および講学は自由である」と定められている。⁽¹⁸⁾ 日本における発展については、後述する。⁽¹⁹⁾

2 台湾

(1) 学問の自由と大学の自治

台湾現行の中華民國憲法には「学問の自由」という文言は明記されていないが、憲法一一条に「講学の自由」が規定されている。この「講学の自由」の意義について、多くの学説はこれを学問の自由の保障と解している。また、通説では大学の自治は憲法上の学問の自由に対する「制度的保障」であるとされている。

次に、大学の自治の範囲に関して、司法院大法官はかつて解釈三八〇号解釈において次のように述べている。「憲法一一条に定める講学の自由は、学問の自由に対する制度的保障であり、大学教育に関しては、研究の自由、教育の自由及び学習の自由などの事項を含むべきである」。その後、司法院大法官は、解釈四五〇号および第五六三号解釈においても、大学における教育・研究・学習の自由が憲法一一条により保障される大学の自治の事項であることを再確認している。

すなわち、司法院大法官は解釈三八〇号、四五〇号及び五六三号等の各号の解釈において、大学の自治が憲法上の講学の自由の保障範囲に含まれることを一貫して肯定している。大学の自治の具体的範囲について、解釈三八〇号解釈では「研究および教育に直接関わる学術的に重要な事項を含むべきである」と指摘されている。また人事の自治に関して、司法院大法官は解釈三八〇号解釈の理由書において「大学の内部組織、教員の任用および資格評価は大学の自治権限に属し、外部からの不当な干渉は排除されるべきである」と強調している。さらに、解釈四六二号において大学教員の昇進手続に関して、大学における各級の教評委は、専門的能力を有する外部審査委員の判断を尊重すべきであるとの趣旨が示されている。

以上のように、司法院大法官は関連する数多くの憲法解釈において、学問の自由および大学の自治の重要性を繰り返し強調しているが、注目すべきは、四六二号解釈が出された後、筆者はかつて台湾司法院の法学資料検

索システムを用いて調査結した結果、台湾における大学教員の昇進に関する紛争は極めて深刻なことが判明した⁽²⁰⁾ことである。

台湾における「講学の自由」の意義については、多くの学説がこれを学問の自由の保障と解しており、また通説では、大学の自治は憲法上の学問の自由に対する「制度的保障」であるとされている。⁽²¹⁾現行《大学法》一条二項には、「大学は学問の自由の保障を受け、法律の定める範囲内において自治権を有する」と明記されており、大学の自治が法律によって明確に保障されている。さらに、大学教員の昇任・任用、学科・学部部長および大学の学長の選任は、いずれも人事自治に関わる事項である。なお、大学の自治の内容については、台湾における学説においても、ドイツ法や日本法の観点を踏まえて論じられてきており、大学教員の昇進・任用・解任・任用停止・再任不可等の人事事項は、大学の自治の範疇に属するとの見解が通説となっている。⁽²²⁾

かつて司法院大法官は解釈三八〇号解釈において、次のように述べている。「憲法一一一条に定める講学の自由は、学問の自由に対する制度的保障であり、大学教育に関しては、研究の自由、教育の自由及び学習の自由等を含むべきものである。《大学法》一条二項は『大学は学問の自由の保障を受け、法律の定める範囲内において自治権を有する』と規定しており、大学の自治権の範囲は、研究および教育に直接関わる学術上重要な事項を含むべきである」。⁽²³⁾

また、司法院解釈四五〇号解釈においても、大法官は次のように指摘している。「大学の自治は、憲法第一一条に定める講学の自由の保障範囲に属し、教育および学習の自由に関わる重要事項はすべて大学自治の対象となる。国家による大学への監督は、法律によって明確に定められるべきであり、その制定にあたって大学自治の原則に適合する必要があることは、すでに本院解釈三八〇号解釈において明らかにされている。大学は、上記の教育・研究に関する事項の範囲において、その内部組織についても相応の自主的組織権を有すべきである」。⁽²⁴⁾

さらに、前記のように司法院大法官は、司法院大法官解釈四六二号解釈において次のように述べている。「各大学の全学・学部・学科（研究所）に設置される教員評審委員会は、専門的評価の原則に基づき、当該専門領域において十分な専門能力を有する学者・専門家を選任して予備審査を行い、その結果を教員審査委員会に報告して評議を受けるものとする。教員評審委員会は、専門的・学術的根拠に基づく具体的な理由を提示したうえ、当該専門審査の信頼性および正確性を動揺させることができない限り、その判断を尊重すべきである」。この解釈については、多くの学説が肯定的な見解を示しているが、一方で、台湾における高等教育機関の教員昇任に関わる問題は非常に複雑であり、不当な抑制の問題に加え、意図的な便宜供与（いわゆる「護航」）の問題も存在しないわけではないと指摘された。⁽²⁵⁾

一方、憲法裁判所が憲判一一号判決を下した後、近年で次のような学説も現れている。すなわち、司法院大法官による釈字第三八〇号解釈は、憲法第一一条に定める講学の自由の主体を、組織体としての「大学」に限定する効果を有しており、結果として、大学における研究・教育の主要な担い手である大学教授等の「自然人」が、講学の自由の保障を受けるか否かについて疑義が生じ得るというものである。

この学説は、大学自治の中核的な主体は研究・教育の任務を担う大学教員であるべきことに着目しており、また、教員集団によって構成される大学内部組織の決定が、大学内部の他の権限主体——例えば、国公立大学における学長や私立大学における理事会・理事長等——からの干渉、さらには侵害を受ける可能性があることにも注意を促している。⁽²⁶⁾ 言い換えれば、大学の自治とは、外部からの不当な干渉を排除するのみならず、大学内部からの不当な干渉や侵害をも排除する意義を有すべきである。したがって、大学内部組織の運営について、さらに検討を加えることによって、かかる問題点の所在を明確にすることが可能になろう。

(2) 私立大学の自治

私立大学については、国公立大学と同様に大学である以上、憲法上の学問の自由と大学の自治の保障を享受すべきである。他方、私立大学は独自の建学理念と学風を有し、自主的に研究・教育活動を行う私的機関であることから、私立学校特有の自主性および自治性を備えている。したがって、私立大学における自治は、大学の自治と私立学校特有の自治という二つの側面を含んでいる。

日本における建学の精神の法的根拠としては、まず《私立学校法》一条が挙げられる。同条は、「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高め、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」と規定している。また、《教育基本法》一六条一項は、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行わなければならない」とも規定している。学説においては、これらの規定も建学の精神の法的根拠となり得るとされている。台湾においても、《私立学校法》一条は「私立学校の健全な発展を促進し、その公共性および自主性を高めるために本法を制定する」と規定しており、また《教育基本法》七条は「国民は教育の目的に基づいて学校を設立する自由を有する」と定めている。これらの規定は、日本の私立学校法制と類似している。総じて、私立大学は公的性質を有する教育・研究の機能を担っているが、私人による学校設立の自由に基づき、各大学が自らの建学の精神に従って運営される以上、国家の目的に基づいて設立された国公立大学に比べてみると、より広範な自由と自治の空間を享受すべきである。

しかしながら、大学における人事の自治に関する事項において、私立大学と所属する教員との間の契約関係が、憲法により保障された学問の自由と大学の自治の理念に反してはならない。この点については、従来より次のような学説が見受けられる。すなわち、私立大学の理事会が、学問の研究・教員教育活動・学生の学習という目

的や必要性に基づかず、他の目的をもって大学内部の自治的決定に干渉または変更を加える場合、またも大学の自治を侵害する可能性があるというものであると説かれた⁽²⁷⁾。

3 日本

(1) 沿革

第二次大戦後、現行日本国憲法二三条は、「学問の自由は、これを保障する」と規定しており、学問の自由を明文で保障している。大学の自治については、現行憲法に直接の規定は存在しないものの、学説上は、学問の自由と不可分の法理として解され、憲法上の保障を受けるものとされている。

日本における学問の自由および大学の自治の伝統は、第二次大戦以前からすでに確立されていた。ただし、日本は過去において、学問の自由および大学自治が侵害された経験も有している。一八八九年に制定された明治憲法には、学問の自由に関する規定は存在しなかったが、大学の自治は一九一〇年代にはすでに確立されていた。大学教授の任免に教授会の同意を要するという慣行は、一九一四年の「澤柳事件」によって確立された。この事件は、澤柳政太郎が一九一三年五月に京都帝国大学の学長に就任した後、大学の改革と停滞の打破を理由として七名の教授に辞職を迫ったことに端を発する。その後、京都帝国大学法科大学（一九一九年に法学部へ改組）の教授および助教授らは一致して、教授の任免には教授会の同意を要する旨を学長に要求した。澤柳学長がこの要求を拒否したため、法科大学の四〇名以上の教授・助教授が抗議の意を示して辞表を提出した。その後、文部大臣と大学側との協議の結果、「教授の任免に関して、学長が職務執行にあたり教授会と協定を結ぶことは妨げられるものではなく、また妥当である」との共通の認識が形成され、教授の任免には教授会の決議を要するという慣行が確立された。

澤柳学長の辞任後、京都帝国大学では、学長は教授により選出され、教授・助教授の任免は教授会の議決を経ることなどを定めた学内規則が制定された。その後、東京帝国大学、東北帝国大学、九州帝国大学などの各帝国大学も、ほぼ同様の内容の内規を制定した。⁽²⁸⁾このようにして、学部教授全員が参加する教授会の決定を大学運営の基礎とする制度が形成され、日本における大学自治の原型が確立されたのである。

次に、学問の自由の内容については、一般に以下の四つの要素を含むとされている。すなわち、①学問研究の自由、②学問研究成果の発表の自由、③大学における教授の自由、④大学の自治である。このうち、①の学問研究の自由は、日本国憲法一九条に定める思想・良心の自由によっても保障されており、②の学術研究成果の発表の自由は、日本国憲法二一条に定める表現の自由に含まれると解されている。

しかしながら、これらの一般的自由権による保障に加えて、学問の自由を特に明文で保障する必要があるのは、学問の研究が既存の思想や通念を批判し、新たな見解の創出を目指す営為であることから、特に高度な自由の保障が求められるためである。

(2) 大学の自治の内容

日本国憲法には「大学の自治」に関する明文は見られないが、学問の自由と大学の自治とは密接に不可分の関係にあるため、解釈上、大学の自治は、学問の自由を定める憲法第二三条によって保障されるとされている。大学の自治を、学問の自由そのものの客観性を確保するための制度的保障と位置づける「制度的保障論」⁽²⁹⁾は、学説上において深い影響力を有している。

大学の自治の内容は、以下のような要素を含むものとして理解されている。すなわち、①教員に関する人事自治、②施設管理に関する自治、③学生管理に関する自治、④教育・研究の内容および方法に関する自主的決定権、

⑤予算管理に関する自治（財政自治）である。最高裁判所は、一九六三年のポポロ事件判決において、大学自治について次のように判示している。「大学における学問の自由を保障するため、伝統的に大学の自治が認められている」。さらに同判決では、大学の自治の具体的内容についても明示されており、①特に大学教授その他の研究者に関する人事については、大学の自主的判断に基づき、学長・教授・研究者が選任されることが許容される、②大学の施設、③学生の管理についても、一定の範囲で許容され⁽³⁰⁾とされている。

この判決において、教授その他の研究者に関する人事については、完全な自治が認められているが、施設および学生の管理については、「一定の範囲で」との限定的な形で大学の自治が承認されている点に留意すべきである。

大学の自治の内容を具体化するため、《学校教育法》第九三条は、大学に「重要事項を審議するため」に教授会を設置することを義務づけている。従来、教授会が審議する事項に以下のようなものが含まれていた。すなわち、①学科・課程に関する事項、②学生の入学・試験・卒業に関する事項、③学位・称号に関する事項、④教員の任命その他の人事に関する事項、⑤学部内の規則に関する事項、⑥その他学長の諮問事項である。このうち、④教員の任命その他の人事に関する事項は、特に重要な事項と位置づけられている。《学校教育法》は国公立立大学を問わずすべての大学に適用されるため、私立大学における教授会も、たとえ《教育公務員特例法》の適用を受けないとしても、その権限は国公立大学の場合とほぼ同様に理解されている⁽³¹⁾。

現在の日本における通説では、私立大学も「公的性質」を有するため、《学校教育法》が公私を問わず「重要事項の審議のため」に教授会の設置を各大学に義務づけていることから、「人事事項に関する大学の自治が保障されることは言うまでもない」とされている。もっとも、学説に次のような見解も見受けられる⁽³²⁾。すなわち、私立大学の場合、その独自の教育方針を保持し得ることから、教員の人事に関して国立大学とは異なる規定が設け

られている場合であっても、それが合理性を有する限り、容認されるべき場合があるというものである。

(3) 国立大学法人化以後の大学自治

二〇〇四年四月一日以降、日本のすべての国立大学は法人化された。法人化以前の日本国立大学の組織運営は、概ね「運営諮問会議」、「評議会」及び「教授会」の三つの構成に分けられていた。このうち、教員の昇進・任用・解任等の人事事項と密接に関係するのは、教授会と評議会である。

日本の国立大学の法人化に関する特徴について、学説は次のように指摘している。すなわち、法人化の制度内容は抽象的かつ概括的であり、法的規制の密度が低い。そのような低密度の規制には、「行政の裁量ではなく、大学の裁量として理解されるべき要素」⁽³³⁾が含まれており、これは《国立大学法人法》の運用において重要な意味を持つ。つまり、《国立大学法人法》の運用は、憲法上の大学自治の原則に違反してはならないが、実際の運用においては、各国立大学がそれぞれの実情に応じて、比較的広範な裁量権を有している。

(4) 私立大学

日本の私立学校制度は、第二次大戦後、《日本国憲法》および《教育基本法》に基づき、戦前における国家による過度な統制を否定する制度として構築されたものである。私立学校は教育の経営主体として、公共性および民主的な性格を付与されている。したがって、学校法人は民法上の一般的な私法人とは異なる「特殊法人」として位置づけられている。

現在、日本の私立学校制度を規律する法制度は、教育に関する一般原理・原則を定める《憲法》・《教育基本法》、日本の学制に関する《学校教育法》のほか、以下の三つの法律が主要な規範として挙げられる。すなわち、

《私立学校法》、《私立学校振興助成法》および《日本私立学校振興・共済事業団法》の三つである。

日本の《私立学校法》一条は、同法の立法目的として「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」を掲げている。また、《学校教育法》第五条および第一〇条は、日本の私立学校が、当該学校を設置する学校法人によって管理され、法令に別段の定めがある場合を除き、その経費を負担することを規定している。学長の選任については、所管庁への届出義務があるが、学長がどのように選出されるかについては法令上の明文がなく、寄附行為に基づいて定められるべきものとされている。

一方、私立大学の管理機関としては、「理事会」および「評議員会」⁽³⁴⁾の設置が《私立学校法》により義務づけられたものである。とくに《私立学校法》は二〇二五年の改正後、「意思決定機関」は理事会であり、評議員会は「諮問機関」であるという基本的な枠組みは維持する。その上で、評議員会等による理事会等に対するチェック機能を高めることとしている。⁽³⁵⁾

他方、日本の大学は国公私立を問わず、「教授会」が法定の必置機関とされている。すなわち、日本の私立大学においても、研究・教育に関する実質的な管理機関は国公立大学と同様に「教授会」であり、教授会は教育権を有している。もっとも、私学の自主性に基づく「経営権」と、私学の教育の公共性に基づく「教育権」との間に衝突が生じた場合、両者のいずれが優位に立つかについては、日本の学説において見解が分かれるところにある。⁽³⁶⁾

① 経営権優位説（建学精神説） この説は、私立学校は創立者の価値観に基づき、理想的な教育の実現を目的として設立されたものであると主張する。そのため、私立大学における大学自治の主体は教授会ではなく、創立者またはその継承者であるとされる。

② 教育権優位説 この説は、學術の自由を前提とした大学内における教育・研究・学習の権利の行使こそが大学運営の根幹であり、その責任は教授会にあるとする⁽³⁷⁾。つまり、この説は大学自治の主体は理事会ではなく教授会であるとし、日本の多数説となっている。

さらに、判例上このような対立も現れている。名古屋地裁は名城大学学長罷免事件に関する事件判決において、教育権優位説の立場を採用する傾向を示した。同判決では、憲法および教育基本法に規定された学問の自由、ならびにそこから導かれる大学の自治の原理は、私立大学にも保障される旨が明確に示されている⁽³⁸⁾。一方、金沢地裁による金沢医科大学学長解任事件の判決では、建学精神説の主張を支持する傾向が見られた⁽⁴⁰⁾。

以上のように、判例上、日本の私立大学における大学の自治の主体をめぐる立場は必ずしも一致していない。

さらに、私立大学においては、大学教員が大学内部における自治の主体として位置づけられており、教授会に参加して自治に関する事項を審議したり、具体的な科目の授業を担当したりすることは、大学教員にとって単なる義務ではなく、権利でもある。したがって、大学側が授業内容を理由として、教員に対して安易に不利益な処分を行うことは許されない。

まず、大学の自治の原則に基づき、大学教員に対して不利益処分を行う場合には、組織的・手続的な保障が与えられなければならない。初期の判例において、私立名城大学が教授会の審議を経ることなく教授を解雇した事件に関し、名古屋地裁は一九六一年の判決において次のように判示した。すなわち、被告法人が制定した名城大学学則一〇条には、「教授、助教授、講師および助手の進退に関する事項は教授会において審議・決定する」との趣旨が規定されているにもかかわらず、原告に対する懲戒解雇に際して教授会において何らの審議・決定も行われなかったことは、原告にとって争いのない事実である。この規定における「進退」には特段の限定がないため、教授等の任免・昇任など、地位の取得・喪失・変更に関わる一切の行為は、事由・原因・動機の如何を問わ

ず、教授会の審議を経るべきものであると解釈される。⁽⁴¹⁾

この判決は私立大学に関する事例であるものの、学説上では、国立大学の法人化以降、学長の指導権および学外関係者の権限が強化された現在の状況に照らしても、本判決は国立大学にとって重要な理論的示唆を含むものとされている。⁽⁴²⁾

IV 大学内部の自治組織

前述のとおり、台湾における司法院大法官の憲法解釈および《大学法》において、学問の自由と大学の自治に関して一定の規定と説明がなされている。しかしながら、大学の自治の具体的内容や大学の自治の主体等について、司法院大法官は未だ詳細かつ精緻な検討を行っていない。そのため、台湾および日本における大学の人事自治に関する関連組織について、以下でさらなる検討・考察を行うことにする。

1 台湾

(1) 学務会議

台湾《大学法》一五条の規定により、大学には学務会議が設置され、大学運営に関する重要事項を議決する。同法一六条によれば、学務会議が審議する事項には以下が含まれる。

①学運営の発展計画および予算、②組織規程および各種重要な章則、③学部・学系・研究所および附属機関の設置、変更、廃止、④教務・学生事務・総務・研究その他学内の重要事項、⑤教学評価に関する方法の検討、⑥校務会議が設置する委員会またはプロジェクトチームの決議事項、⑦会議提案および学長による提案事項。さら

に、《大学法》二〇条は、「大学の教員審査委員会の階層構成、組織方式および運営規定は、校務会議の審議を経て実施される」と定めている。

以上の《大学法》の規定に基づき、大学教員の人事に関する採用・昇進に関する規定の制定及び改正は、学務会議に〔校務会議〕において審議される。また、学務会議は大学内部の各級教員審査委員会の組織運営、および大学の教育・研究に関する重要事項を審議する内部組織でもある。すなわち、台湾の大学における教員の採用・昇進に関する規定は、各大学の学務会議によって制定されるものとなる。ただし、《大学法》は、学務会議が学長・副校長・教員代表・教学および経営に関する代表・研究者・職員・学生およびその他の関係者に関わる代表によって構成されることを定めている。教員代表は教員に選出され、その人数は会議構成員全体の過半数を占めなければならない。また、教員代表のうち教授または副教授の資格を有する者は、教員代表の三分の二以上を占めることが原則とされている。その他の出席者・列席者の選出方法および割合は、各大学の組織規程によって定められる（一五条一項）。

《大学法》は、教員代表が学務会議の主要構成員であることを定めたが、学務会議が教員の採用・昇進や教学評価など、大学教員の人事に関わる規則や方法を審議する際に、研究・教育に対する学問的責任を負わない事務職員や学生が合議体の一員として審議に参加する場合、これは憲法が保障する学術の自由および大学自治の精神に反する可能性がある。

（2）教員評議審査委員会（教評委）

台湾の中華民国憲法には、学問の自由および大学の自治に関する明文規定は見受けられない。しかしながら、前記のように司法院大法官は過去の解釈第三八〇号において、憲法二二条に定める講学の自由の規定は、学問の

自由に対する制度的保障であると解釈している。また、解釈第四五〇号においては、大学自治が憲法一条の講学の自由の保障範囲に含まれることが示されている。さらに、通説においても、大学の自治は憲法上の学問の自由に関する「制度的保障」である⁽⁴³⁾と理解されている。加えて、『大学法』一条二項は次のように規定している。「大学は学術の自由の保障を受け、かつ法律の定める範囲内において自治権を享受する」。

大学の自治の中核をなすものは、大学教員の任用および昇任に関する人事事項である。大学教員に関する人事事項について、『大学法』二〇条において次のように規定している。第一項では大学教員の任用、昇進、停職、解職、再任不可および退職金つきの解雇事由の認定等の事項は、教評委による審議を経なければならない」とされており、第二項では学校の教評委の階層構成、組織方式および運営規定は、学務会議の審議を経て実施されると定められている。さらに、『教師法』においても、教員の「解職、停職、再任不可」に関する事項は、教評委の審議を経るべきことが規定されている。

上記のとおり、台湾の各大学は、教評委の階層構成、組織および運営に関する詳細な規定を、各大学が自主的に定めることとしている。また、『大学法』においても、教評委の仕組みを「学科（研究所）・学部・全学」の三層に分けることを明文で規定していない。しかしながら、『教育人員任用法』二六条は、高専以上の学校における教員の任用手続について次のように定めている。すなわち、第二項では「高専の教員は、科務会議を経て、学科長が教員審査委に提案し、審査を通過した後、校長に任用を申請する」とされており、第三項では「大学および単科大学の各学科（研究所）の教員については、学校がマスメディアまたは学術刊行物にて募集情報を掲載した後、学科長または研究科長が応募者を、学科（研究科）、学部及び全学の教評委といった三段階の審査を通過したのち、学長に任用を届ける」と規定されている。すなわち、台湾の大学における教員の任用は、学科（研究所）・学部及び全学の三層にわたる教評委による三段階の審査を経て、最終的に学長によって任用される仕組み

となつてゐる。また、教員の昇任も、教員の身分および地位の変更を伴う任用に該当するため、同様の審査手続が適用される。このような制度設計に基づき、台湾の各大学では、一般的に三層構成の教評委が設置されている。

次に、台湾文部省「教育部」が二〇二三年に公布した新たな改正《高専以上の学校に関する教員資格の審査令》「専科以上教師資格審定辦法」(以下「教員資格審査令」)二十九条の規定によれば、「教員資格の審査は、学校審査および本省の審査の二段階に分かれる」とされている(第一項)。ただし、認可校(部分認可校を含む)については、台湾文部省の審査を免除されることとなっている。さらに、「認可の基準・範囲および作業規定」については、同条二項において台湾文部省が公告するものと定められている。また、「教員資格審査令」三〇条二項では、教員資格の審定にあたり、「専門的審査に適合する外部審査の手続および方式、審査基準および合格基準を確立する」ことが求められている。

このような制度設計のもと、大学の自治に関わる中核的組織である「三層構造の教評委教」について、次のような問題点が指摘されている。すなわち、台湾の高等教育機関における教員の任用・昇進に関する主要な問題は、全学レベルの教評委が各学科の教員候補者に対して最終的な決定権を有している点にある。このような三層構造といった教評委の仕組みは、学部レベルまたは全学レベルにおいて、学内の異なる専門分野に属するシニア教授によつて構成されることが多いため、とくに教員の採用・昇進について、専門的内容の審査にあたり、専門外の教授が学内の教員人事を主導するという懸念もありうると説かれた⁽⁴⁴⁾。

以上みたように、台湾における大学の自治の問題は、単に制度的な枠組みにとどまらず、各学科(研究所)の自主性をいかに確保するかという点も含めて、真摯に検討されるべき重要な課題であるという見解は、十分に参考に値するものである。

(3) 教員申立評議委員会

台湾における教員申立委の法的根拠は、『教員法』四二条一項の規定に基づくものである。同条によれば、「教員が学校または主管庁による自己に関する措置について、違法または不当であり、自己の権益を損なうと認める場合には、教員申立委員会に対して不服申立てまたは審査請求を提起することができる」とされている。

また、教師による申立ての手続については、『教員法』四四条において、申立ておよび審査請求の二段階に分かれることが規定されている⁽⁴⁶⁾。

このうち、高校以下の学校については、直轄市・県(市)および中央の二段階に分かれており、中央主管庁に所属する学校については中央の一級のみとされ、その申立ては審査請求として扱われることとなる。一方、高専以上の学校に関しては、学校および中央の二段階に分かれている。また、高専以上の学校における教員申立評議委員会(以下、教員申立委と省略)の職権については、『大学法』一二条一項において次のように規定されている。「大学は教員申立委を設置し、教員の解職、再任不可その他の決定に対する不服申立てについて評議を行う。その組織および運営に関する規定は、学(校)務会議の審議を経て実施される」。また、教員申立委の組織および運営に関する詳細な規定については、『教員法』四三条第三項の授權に基づき、主管庁が制定した『教員申立評議委員会組織及び評議規則』八条一項において、「高専以上の学校における教員申立委員会の組織および運営に関する規定は、各学校が自主的に定め、学(校)務会議の審議を経て実施する」とされている。すなわち、各大学は教員申立委の制度設計をある程度自主的に行う権限を有し、その内容は校務会議によって承認される必要がある。

一方、同条二項では、前項に定める教員申立委の構成員について、以下のような要件が規定されている。つまり、教員、社会的中立立場を取る者、有識者、当該地域の教員組織の代表、および教員申立委を設置する学校の

代表によって構成されなければならない、そのうち行政職を兼ねない教員の人数は、委員総数の三分の二以上でなければならぬ。また、いずれか一方の性別の委員人数は、委員総数の三分の一以上でなければならぬ。以上のように、高専以上の学校における教員申立委の構成員には、一定の人員構成要件が課されており、制度の公正性および多様性の確保が図られている。

大学の教員申立委について言えば、その主要な構成員は役職を兼ねていない教員であるが、同時に社会的中立立場を取る者や有識者などの学外者も含まれている。このような組織は形式上は学内組織と位置づけられるものの、その主たる目的は教員の権利の救済にあり、教員人事に関する事項を専門的同僚によって審査するという「ピア・レビュー (peer review)」の理念には必ずしも合致していない。したがって、専門的同僚による審査 (peer review) を体现する学内の人事自治組織体であるとは言い難いことになる。⁽⁴⁷⁾

(4) 大学の自治の主体

大学の自治の主体に関する問題は、憲法裁判所による憲判一一判決においても重要な論点として言及されている。同判決は、国公立大学が教員に対して行った措置が、委託を受けて公権力を行使する性質のものではない場合において、当該措置に起因する任用契約上の紛争が生じ、学内での不服申立ての決定が大学側の措置を維持しなかった場合に、国公立大学が審査請求を提起し、さらにその審査請求の裁決に不服があるときには、大学が教員と同様に学問の自由の権利主体であり、大学の自治権を享有することを根拠として、中央主管庁の名義でなされた審査請求の裁決が大学の自治権を侵害する場合には、大学は当該審査請求の裁決に対して行政訴訟を提起することができる」と判示している。

憲法裁判所が判決中で言及した「主管庁による大学自治権の侵害」に関して、最大の問題は、大学における人

事の自治権に関わる主体が誰に帰属すべきかという点にある。前述の通り、憲法裁判所および過去の司法院法官による憲法解釈はいずれも、この点について明確な判断を示しておらず、学説においても精緻な分析は少ない。この背景の中で注目すべきは、憲判一一判決において、計四名の大法官がそれぞれ異なる意見書⁽⁴⁸⁾を提出していることである。そのうち、許志雄大法官が提出し、張瓊文大法官が加わった反対意見では、大学は大学の自治の主体であるべきだが、自治の実際の担い手は事案に応じて異なる可能性がある⁽⁴⁹⁾と指摘されている。自治の主要な担い手としては、大学の教授およびその他の研究者が含まれるべきであり、具体的には、教授によって構成される合議体（以下「教授会」という）を中心とすべきである。学務会議、教評委、または教員申立委などがこれに該当する。

この立場に基づき、同意見はさらに次のように述べている。本件の原因となった事案において、台湾文部省の審査請求委は、台湾大学が求めた審査請求に理由がないとしてこれを棄却した。表面的には、これは学問の自由および大学の自治の侵害に見えるかもしれない。しかしながら、審査請求の裁決は教授会の性質を有する台湾大学の教員申立委によってなされたものであり、審査請求の提起は「最終的に」台湾大学の学長一人によって決定されたにすぎない。台湾文部省が審査請求を棄却した結果は、台湾大学の教員申立委の決定を維持するものであり、実質的にむしろ憲法が保障する学問の自由および大学の自治の趣旨に適合するものであるとされた⁽⁴⁹⁾。

一方、謝銘洋大法官は、その反対意見において、大学内部における申立手続もまた大学の自治の一環であると主張したうえ、この前提に基づき、同大法官は次のように述べる。すなわち、教員申立委は、大学の人事に関する自主権を実現するために学内に設置した紛争解決の仕組みであり、その決議は、教員の任用に関する学内での最終的な判断であることから、当然に大学の自治の一環と位置づけられる。したがって、大学が自らの内部機関である教員申立委の決議に対して更なる審査請求を提起することは、大学が自らの最終決定に不服を唱えて外部

に異議を申し立てることに等しく、禁反言の原則に反するものであり、妥当ではない。

さらに、同大法官によると、大学が審査請求の裁決に対して行政訴訟を提起できるか否かについて、大学の自治が侵害されたかどうかを基準として判断すべきであると述べた。しかしながら、本件においては、中央審査請求委が不服申立人(台湾大学)の最終的な処理結果を維持したものであり、不服申立人との間に意見の相違は見受けられていない。したがって、審査請求庁は不服申立人が大学の自治に基づいて行った決議を尊重し、これに同意したものであり、そのために不服申立人は自治権が侵害されたとはいえず、行政訴訟を提起する余地がないと結論づけている。⁽⁵⁰⁾

上記二名の大法官による反対意見はいずれも、大学の教員申立委を学内の自治組織と位置づけており、したがって憲法一一一条が保障する学問の自由および大学の自治の保護対象に含まれると認めている。許志雄大法官は、大学の自治の中心を「教授会」に置くべきであると主張し、その範囲を広く解釈して、大学内部において教員によって構成される各種の合議体を含むものとする。具体的には、学務会議、教評委、教員申立委などがこれに該当する。これに対し、謝銘洋大法官は、大学における教員人事の自治組織の範囲について、許志雄大法官ほど広範な解釈は示していないものの、大学内部の教員申立委による審議決定は、大学の自治の一環であると明確に認めている。

(5) まとめ

大学が憲法によって保障される自主性または自律性を享受する根拠は、大学の自治の主要構成員である教授等の研究者が、自由に研究および教育活動を行うことができるという前提にある。⁽⁵¹⁾ 前述の通り、台湾の大学に設置されている教員申立委は、専門的な同僚による審査(peer review)に基づく教員人事の自治的組織とは言い難い

ものの、大学教員の権益を保護するために立法上特別に設けられた大学内部の救済組織である。そのため、個々の大学教員が申立てを提起した場合に、教員申立委の決定については、大学がこれを尊重すべきであると考えられる。この点について、先にみたように、謝銘洋大法官が提出した反対意見では、教員申立委は大学内部の組織であり、その決定は大学の決定であると位置づけられる。そして、それは学内における終局的判断であることから、大学がその申立ての結果に対して、さらに審査請求を求めることは、大学が自らの最終的決定に不服を唱えて外部に異議を申し立てることに等しく、妥当ではないと指摘されている。⁽⁵²⁾

一方で、許志雄大法官（張瓊文大法官が加わる）の反対意見では、台湾文部省が大学の審査請求を棄却したことは、学問の自由および大学の自治の侵害に該当する可能性があるとしつつも、台湾文部省が審査請求を棄却した結果は、「大学内部の」教員申立委の決議を維持するものであり、実質的には憲法が保障する学問の自由および大学の自治の趣旨にふさわしいものであると評価している。⁽⁵³⁾

2 日本

(1) 教育研究評議会

国立大学法人法二一条の規定に基づき、国立大学法人は、国立大学における教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会（以下「評議会」という）を設置する（第一項）。評議会は以下の評議員によって構成される。①学長、②学長が指名する理事、③学部・研究科・大学附属研究所および教育研究上重要な組織の長のうち、評議会が定める者、④その他評議会の定めにより学長が指名する職員。

次に、評議会の審議事項は以下の通りである。①学校の中期目標に関する事項、②中期計画および年度計画に関する事項、③学則その他教育研究に関する重要な規則の制定・改正に関する事項、④教員の人事に関する事項、

⑤教育課程の編成に関する事項、⑥学生の円滑な学習を支援するための助言・指導その他援助に関する事項、⑦入学・卒業・課程修了および在学に関する方針、ならびに学位授与に関する方針に関する事項、⑧教育・研究の状況に関する自己点検・評価に関する事項、⑨その他国立大学の教育研究に関する重要事項。
評議会は学長を議長とし、議長が評議会を主宰する（第六項、第七項）。

（2） 教授会

前述のとおり、日本の大学における人事の自治は、戦前の京都帝国大学における澤柳事件（一九一四年）において、教授の任免には教授会の同意が必要であるという慣行が確立された。戦後は日本国憲法の下、《教育公務員特例法》により具体的に規定された。

教授会は原則として各学部設置されるが、大学運営の複雑化に伴い、学部以外の組織にも教授会の設置が必要とされる場合があるため、実際の運用においては、各大学がその組織や規模に応じて設置することが認められている。⁽⁵⁴⁾日本の大学教員の任用・昇任に関する人事事項について、国公立大学の場合、二〇〇四年の国立大学法人化以前は、《教育公務員特例法》に基づき、教授会の権限は以下の通りであった。①学部長の任用は、当該学部の教授会の議を経て、学長が行使する。②教員の任用および昇任は、教授会の議を経て、学長が行使する。③教員および部局長の勤務成績の評価、ならびにその結果に基づく措置は、教授会の議を経て、学長が行使する。

その後、国立大学法人化により、国立大学の教員は公務員ではなくなり、《教育公務員特例法》⁽⁵⁵⁾は適用されなくなった。しかし、学説においては、人事自治は大学自治の中核的内容であるとされており、各大学の就業規則において、教育公務員特例法の精神を反映させることが求められているとされた。⁽⁵⁶⁾

一方、日本では二〇一四年六月に《学校教育法》九三条第二項が改正され、改正後は教授会の地位が学長の諮

問機関に格下げされたと解され、学説上多くの批判を招いた。とはいえ、改正後の《学校教育法》第九十三条第二項の実際の運用において、大学教員の人事事項や教育研究事項に関して、大学の学長が教授会の決議を全く参照せず、教授会の決議と異なる判断を一方的に行うことが許されるか否かについては、憲法学の観点から解釈の余地がなお残されている。

V おわりに

まず、日本では京大澤柳事件を契機に教授会による大学運営制度が確立され、戦後の大学の組織・教授会の権限は学校教育法によって規律された一方、教育公務員特例法は国公立の教育公務員の任免・分限等の人事を定める特別法であった。しかし国立大学法人化により国立大学の教員は公務員でなくなり、同法は適用外となった。さらに二〇一四年の《学校教育法》九十三条第二項の改正で教授会は学長の諮問機関とされ、学説の上批判が多くなっている。改正後も、学長が教授会の決議を無視して人事や教育研究に関する判断を行うことの是非はなお検討の観点から大学の自治の余地が残されている。

次に、大学が大学の自治の主体であることは疑いようがない。しかし、憲判一一判決は、大学と大学教員とともに学問の自由の権利主体と位置づけているが、大学の研究・教育の実際の担い手は教員であり、大学の内部には大学と学部・学科との間で教員の任用・昇進・解任・再任拒否・解雇などの人事事項に関して緊張や対立が生じる可能性があることを見落としている。

そもそも、大学が憲法によって保障される自主性や自律性を有する理由は、大学の主要構成員である教授等の研究者が自由に研究・教育活動を行えるようにするためである。また、大学の自治は学術的責任を担う専門集団

を前提とする。この点から考えると、台湾の大学内部組織において、学術領域に最も近く、学術的品質を判断する専門能力を有するのは各学科の教員同僚のはずであり、全学的な教評委ではない。つまり、学科が学術専門性を審査する人事自治権を有することが、専門同僚による審査 (peer review) の原則に適合するものである。さらに、台湾の大学における教員申立委は、専門同僚による審査を行う人事自治組織ではないが、教員の権益を保護するために特別に設置された学内の救済機関である。そのため、個別の教員に対してなされた申立ての決議については、大学は原則として尊重すべきである。

とくに、台湾の大学に設置されている教員申立委は、《大学法》や《教員法》などの関連法令に基づく法定救済機関である。この委員会は、専門同僚による人事審査を行う自治的な組織ではないものの、法的に認められた特別な救済機関であるため、その決議は大学によって原則として尊重されるべきである。この点に関連して、憲判一一判決では、X大学が台湾文部省の教員審査請求委員会に審査請求を行ったが、同委員会はこれを却下し、X大学の教員申立委員会の元の決定を維持した。したがって、この一連の手続きによりX大学の自治権が侵害されたとは言い難い。

最後に本稿は、X大学が台湾文部省の審査請求裁決に対して「大学の自治が侵害された」として行政訴訟を提起することは賛同できないと結論づける。すなわち、X大学の教員申立委による決議および台湾文部省による審査請求の裁決は、いずれもX大学の大学の自治および公正な裁判を侵害するものではないと筆者は考える。

* このたび小山剛先生のご退職を記念する論文集に拙稿を寄せる機会を得ましたこと、誠に光栄に存じます。先生と学問を通じて長く親しく交わり、また私的にも温かいご厚情を賜り、常にお力添えをいただきました。ご栄退にあたり、先生のこれまでのご功績に敬意を表するとともに、今後の歩みが実り多きものとなりますよう心よりお祈りいた

します。

また、本稿も台湾科学庁「国家科学委員会」による科学研究費の助成を受けた研究成果の一部である。「大学教員の権利救済手続—憲法裁判所2022年憲判第11号判決を手がかりとして（研究計画番号：114-2410-H-194-061）」

- [illegible]

- (8) 台湾憲法裁判所二〇二二年憲判字第一一〇號判決の主文。出典：司法院法學資料檢索システム <https://legal.judicial.gov.tw/FLAW/default.aspx> (最終アクセス：二〇二五年九月二二)。
- (9) 中華民國憲法一六二條は、「全国の公私立教育文化機関は、法律の定めに従い国家の監督を受けるものとする」と規定している。
- (10) 同・理由第一二段。
- (11) 同・理由第一四段。
- (12) 同・理由第一五段。
- (13) 同・理由第一七段。
- (14) 同・理由第一八段。
- (15) 同・理由第一九段。
- (16) 高柳信一『学問の自由』(岩波書店・一九八三年)五二頁以下。
- (17) 董保城(研究代表者)『ドイツにおける学問の自由の研究』台湾文部省委託研究報告書(一九九二年)四一五頁。
- (18) ドイツ基本法の条文については、樋口陽一・吉田善明編『解説世界憲法集』(第四版)(三省堂・二〇〇一年)一九四頁参照。
- (19) 拙稿「国立大学法人化と大学の自治」月旦法学雑誌二〇一〇号(二〇一二年二月)二二―二四頁。
- (20) 拙著『教育法と教育人権』(第二版)(元照・二〇二〇)三九二頁。
- (21) 学問の自由および大学の自治に関する一般的概念と関連学説の整理については、以下の文献も参照されたい。拙稿「大学の自治と退学処分——最高行政法院91年度判字第467号判決を評す」月旦法学雑誌九四号(二〇〇三年二月)二四五頁以下、拙稿「学術の自由と大学の自治」月旦法学教室五八号(二〇〇七年八月)八一―九頁。
- (22) 拙稿、前掲(註21)二四二―二四三頁。
- (23) 司法院「法學資料全文檢索」(「台湾司法院公式ウェブサイト」<https://wjrs.judicial.gov.tw/jrs/judge4> (最終アクセス：二〇二五年九月一〇日))。
- (24) 司法院「法學資料全文檢索」(「台湾司法院公式ウェブサイト」<https://wjrs.judicial.gov.tw/jrs/judge4> (最終ア

ケセス・二〇二五年九月一〇日。

(25) 蔡志方「各級学校における教員評価委員会の審査行為の法的性質とその救済」同『行政救済と行政法学(三)』所収(学林出版社・一九九八年)一二四頁、蔡茂寅「大学教員の昇進紛争における救済」台湾本土法学雜誌三号(一九九九年八月)一一九頁。

(26) 張陳弘「大学の自治と台湾文部省の監督—憲法裁判所2022年第11号判決(国立大学による教員の再任拒否に對する審査請求の裁決をめぐる行政訴訟)」当代法律一一号(二〇二二年一月)一一一—一二八頁。

(27) 周志宏「私立大学における学問の自由と大学の自治—日本の法制度を参考にする」同氏編著『学問の自由と高等教育の法制度』(高等教育・二〇〇二年)一六九—一七〇頁。

(28) 大崎仁『国立大学法人の形成』(東信堂・二〇一一年)一四頁。本書によれば、全学的事項を審議する評議会は、各学部教授会の代表によつて構成される調整機関であり、学長および評議會は、学部教授会による学部運営への決定を侵害してはならないとされる。さらに、大学の長たる学長は全教員による選挙によつて選出され、学部の長も学部教授会の選挙によつて選ばれる。このような制度設計は、法人格を有する欧米の国公立大学においても例を見ないほど、教授会自治を中核理念とする日本の大学の自治の堅固さを示している。

(29) 芦部信喜『高橋和之補訂「憲法」(第五版)』(岩波書店・二〇一一年)八六頁、一六七頁。

(30) 最大判昭和三八年五月二二日刑集一七卷四号三七〇頁、判例時報三三五号五頁。本件訴訟の背景および詳細な分析については、常本照樹『大学の自治』中村睦男『常本照樹編「憲法裁判50年」(悠々社・一九九七年)二一七頁以下参照。

(31) 有倉遼吉『天城勲「教育関係法」』(日本評論新社・一九五八年)二二四頁。

(32) 芦部信喜『憲法学Ⅲ』(有斐閣・二〇〇〇年)二二七頁。

(33) 塩野宏『行政法概念の諸相』(有斐閣・二〇一一年)四四〇頁。山本隆司「民営化または法人化の功罪(下)」『ジュリスト一三五八号(二〇〇八年)五七頁は、「国立大学法人法は、国法は学問のための組織に関して、財産・資源管理の観点からしか記述できず、あとは学問共同体の自己組織化にゆだねるという、学問システムに対する国家法システムの限界をよくわきまえた法律ではないか」と評している。また、戸波江二「学問の自由と大学の自治」大石真

『石川健治編『憲法の争点』(有斐閣・二〇〇八年) 一四三頁は、「国立大学法人法の規定は概括的なものとどまり、その運用は各国立大学に委ねられている点も評価できる」と述べている。

- (34) 現行日本の私立学校法第六六条二項によると、評議員会は、次に掲げる職務を行う。①学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えること。②評議員会の意見の聴取を要する事項について意見を述べること。③評議員会の決議を要する事項について決議すること。④評議員会が行うこととされた職務。⑤寄附行為をもつて定めるところにより評議員会が行うこととされた職務。出典：総務省 eGov 法令検索システム、<https://lawse.gov.jp/> (最終アクセス：二〇二五年九月二六日)。
- (35) 文部科学省「私立学校法の改正について」https://www.mext.go.jp/content/20250325_mxt_sigakugy-000021776_1.pdf (最終アクセス：二〇二五年九月一六日)。
- (36) 周志宏・前掲注(註27) 一四七頁以下。
- (37) 山崎真秀「大学の自治」清宮四郎ほか編『憲法演習2』(有斐閣・一九八〇年) 四七頁。
- (38) 名古屋地判昭和三四年二月七日・判例時報二一〇号六頁。
- (39) 金沢地判昭和五四年二月二日・判例タイムズ四〇七号一〇二頁。
- (40) 日本の私立大学における学問の自由の保障については、周志宏『私人興学自由與私立學校法制之研究』(学林・二〇〇一年) 一八三―一八六頁も参照されたい。
- (41) 名古屋地判昭和三六年二月二三日・労民集二二卷一五七頁：LEX/DB インターネット [<http://lexlawlibrary.jp/lexbin/LexBkn.aspx>] (最終アクセス：二〇二五年九月二二日)。
- (42) 小山剛「学問の自由(2完)・生存権(1)」法学セミナー七二三号(二〇一五年四月) 八二頁。
- (43) 学説の整理については、拙稿・前掲書(註20)を参照されたい。
- (44) 蔡茂寅「大専教師升等紛争之救済」前掲(註25) 一一九頁。
- (45) 李建良「大学自治と大学法の公法人化」同氏『憲法理論と実践(二)』(学林・二〇〇〇年) 所収、二九一頁。
- (46) 台湾における教員申立ての仕組みについて、拙稿「大学教員の再任不可と大学の自治―憲法法院2022年第11号判決の問題点と検討」月旦法学教室二六六号(二〇二四年二月) 四三頁を参照されたい。

- (47) 拙稿、同・四四頁。
- (48) 呉陳鑽・許志雄、張瓊文、謝銘洋の四名の大法官を含む。
- (49) 憲法法庭二〇二二年憲判字第一一〇號許志雄大法官提出・張瓊文大法官加入の不同意見書。出典…司法院法學資料檢索システム、<https://legal.judicial.gov.tw/FLAW/default.aspx>（最終アクセス：二〇二五年九月二三日）。
- (50) 憲法法庭二〇二一年憲判字第一一〇號謝銘洋大法官の不同意見。出典…司法院法學資料檢索システム、[judicial.gov.tw/FLAW/default.aspx](https://legal.judicial.gov.tw/FLAW/default.aspx)（最終アクセス：二〇二五年九月二三日）。
- (51) 山元一「大学の自治」小山剛、駒村圭吾編『論点探究 憲法』（第二版）（弘文堂・二〇一三年）二〇一頁。
- (52) 謝銘洋大法官の不同意見、前掲（註50）。
- (53) 許志雄大法官提出、張瓊文法官加入の不同意見、前掲（註49）。
- (54) 鈴木勲『逐条学校教育法』（第七版）（学陽書房・二〇〇九年）八〇二―八〇五頁。
- (55) 鈴木、同・八〇四、八〇六頁。
- (56) 中村睦男「学問の自由と大学の自治の新たな課題」日本憲法理論研究会編『憲法と自治』（敬文堂・二〇〇三年）九二、九三頁。